



## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2016年4月1日号

鹿児島事務所 シニアマネジャー 益満 隆幸(公認会計士・税理士)

### 減価償却制度の見直しについて ～平成 28 年度税制改正～

#### 1 はじめに

平成 28 年度税制改正(以下「本改正」)において、法人の減価償却制度について、以下の見直しが行われている。

- 建物附属設備・構築物・鉱業用の建物等の償却方法について、定率法を廃止
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用期限の延長および適用対象法人の見直し

以下、当該見直しの内容を解説する。

なお、本ニュースレターは、「平成 28 年度税制改正の大綱」(平成 27 年 12 月 24 日閣議決定)および関連法案(平成 28 年 2 月 5 日国会提出)に基づいて作成している。最終的な改正内容については、関連法令公布を待って確認する必要がある点、ご了解いただきたい。

#### 2 定率法の廃止

##### (1) 償却方法の見直しの対象となる減価償却資産

本改正において償却方法の見直しをされる対象資産(以下「見直し対象資産」)は次のとおりである。

- 建物附属設備および構築物(鉱業用のこれらを除く)
- 鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備および構築物に限る)

##### (2) 償却方法の見直し

見直し対象資産の償却方法について、定率法が廃止されている。見直し対象資産について、改正前後での償却方法を整理すると次のようになる。

資産区分	改正前	改正後
建物附属設備・構築物 (鉱業用のこれら資産を除く)	定額法 定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 (建物・建物附属設備・構築物に限る)	定額法 定率法 生産高比例法	定額法 生産高比例法

(注)リース期間定額法や取替法は存置されている。

### (3) 適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後取得する見直し対象資産について適用される。

なお、見直し対象資産のうち、鉱業用を除く建物附属設備および構築物について、過去からの改正を含め、取得日ベースでの原則的な償却方法を整理すると以下ようになる。

取得日ベースによる建物附属設備と構築物の償却方法

	H19.4.1以降	H24.4.1以降	H28.4.1以降
旧定額法 旧定率法	定額法 250%定率法	定額法 200%定率法	定額法

## 3 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

### (1) 特例の概要(措法 67 の 5①)

本特例は、中小企業者等が、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産(以下「少額減価償却資産」)を取得等して事業の用に供した場合に、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる制度である。なお、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円(事業年度が 1 年である場合)を超えるときは、その取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が適用限度となる。

### (2) 改正のポイント

本改正では、本特例に関して、以下の 2 点が見直されている。

#### 1) 適用期限の延長

本改正前は平成 28 年 3 月 31 日までに取得したものが対象とされていたが、その適用期限が 2 年延長され、平成 30 年 3 月 31 日までに取得したものが対象とされる。

#### 2) 適用対象法人の見直し

適用対象法人についても以下のように見直しが行われ、資本または出資の有無を問わず、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人は適用対象外とされる。

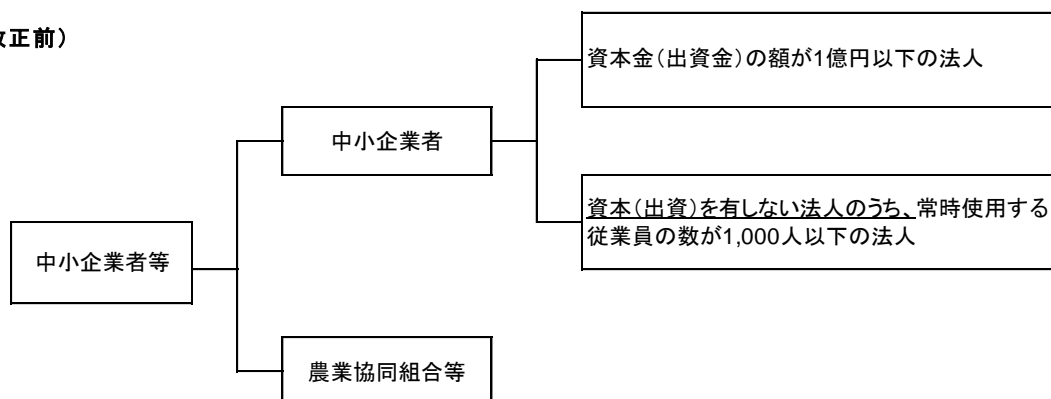
(改正前)

本特例の適用対象法人である「中小企業者等」とは、青色申告法人である中小企業者または農業協同組合等とされている。このうち、中小企業者とは次に掲げる法人とされている。

- 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人  
ただし、同一の大規模法人<sup>1</sup>に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人および2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人を除く
- 資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

本特例の適用対象法人である「中小企業者等」(青色申告法人が前提)

(改正前)

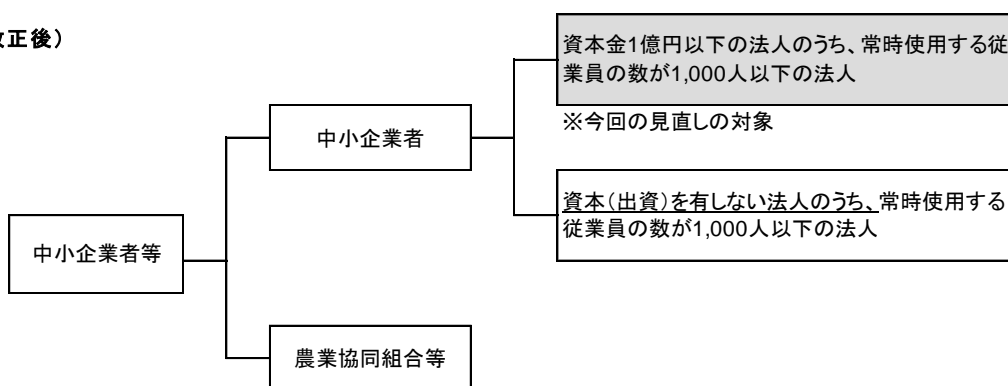


(改正後)

適用対象法人にかかる要件が加重され、資本または出資を有する法人についても、常時使用する従業員の数が1,000人を超える場合は中小企業者に該当しないこととされた。すなわち、改正後は、資本または出資の有無を問わず、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は中小企業者に該当しないものとされた。

本特例の適用対象法人である「中小企業者等」(青色申告法人が前提)

(改正後)



### (3) 適用時期

本改正は、平成28年4月1日以後に取得等した少額減価償却資産から適用される。

<sup>1</sup> 資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人 鹿児島事務所

所在地 〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町 2-30  
鹿児島第一海上ビル 2 階

T e l 099-808-7700(代)

email [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。